

学校いじめ防止基本方針

西原町立西原東小学校

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。※インターネットを通じて行われるものも含む
(平成 18 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

上記の考え方のもと、本校では、①いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。②いじめは、どの学校・どの学級・どの児童でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に学校全体(全職員)で取り組む。

2. いじめの防止等のための組織

(1) 生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生徒指導部会・職員会での情報交換及び共通理解

生徒指導部会での情報提供→職員会での現状や指導についての情報提供・情報交換をし、全職員での共通理解を図る。

3. いじめ未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 一人一人が活躍できる学習活動を推進する。
 - ・異学年交流の充実(幼稚園との交流等)
 - ・児童の自発的な活動を支える係り活動や委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- 様々な教育活動の場面で命の大切さを取り上げる。

(3) 相談体制の整備

- 毎月の「心のアンケート」後に、気になる子への学級担任による教育相談を行う。また、教

育相談週間において、全児童への教育相談も行い、児童一人一人の理解に努める。

- 教育相談担当の先生を通じて、スクールカウンセラーや支援員との関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動を推進する。
(自分と友達では思いや考えが違うことに気づかせ、認められる自分が存在することで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。)
- 人とつながる喜びを味わう体験活動を推進する。
(友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。)

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 保護者や地域との連携協力体制の整備

- 保護者（地域）からの情報提供や保護者（地域）との情報交換の場の設定等、保護者や地域との連携体制づくりに努める。

4. いじめ早期発見のための取り組み

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談は、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月の「心のアンケート」の実施・教育相談週間の活用

毎月「心のアンケート」を実施する。「心のアンケート」をもとに、気になる児童と直接話をして、思いをくみ取る。また、教育相談週間では、一人一人の児童と直接話しをして、思いをくみ取る。

(3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、個人のノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5. いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

